

# 宮城県柴田高等学校同窓会会則

## 第1章 総 則

(名 称)

第1条 本会は宮城県柴田高等学校同窓会と称し、事務局を宮城県柴田高等学校に置く。

(目 的)

第2条 本会は会員相互の親睦を図ると共に、母校の発展に寄与することを目的とする。

(組 織)

第3条 本会は次の会員をもって組織する。

- (1) 正 会 員 宮城県柴田高等学校卒業生または、同校に在籍した者で役員会の推薦により会長が承認した者。
- (2) 準 会 員 宮城県柴田高等学校に在籍している者。
- (3) 特別会員 宮城県柴田高等学校、現・旧職員
- (4) 名誉会員 特に本校に功労ある者で、会長が推薦した者。

(支 部)

第4条 本会は会員が多数在住する地域または、職場団体に支部を置くことができる。

- (1) 支部の規約は各支部で定める。
- (2) 支部を設置したときは、その規約・事務局の所在地及び役員の氏名を事務局に報告する。

(住所・姓名の変更)

第5条 本会の正会員は、住所・姓名等に異動が生じた場合には速やかに事務局に連絡しなければならない。

## 第2章 事 業

(事 業)

第6条 本会は第2条の目的を達成するために次の事業を行う。

- (1) 会員名簿の作成
- (2) 会報の発行
- (3) 母校の教育経営に必要な補助
- (4) 本会に功績のあった会員及び母校勤続職員の表彰
- (5) その他、本会の目的を達成するための必要な事業

## 第3章 役 員

(役 員)

第7条 本会に次の役員を置く。

- (1) 会長 1名
- (2) 副会長 2～3名
- (3) 会計 2～3名
- (4) 監事 2～3名
- (5) 常任幹事 (支部長・幹事・年度別役員長より)
- (6) 幹事
- (7) 顧問 校長、教頭、事務長、歴代会長

(8) 年度別役員  
(選出)

第8条 本会の役員は次の方法により選出する。

- (1) 会長・副会長・会計及び監事は総会において正会員から選出する。
- (2) 幹事は正会員の中から会長が委嘱する。
- (3) 年度別役員は卒業年度別に正会員の互選により選出し、会長が委嘱する。

(役員の仕事)

第9条 役員の仕事は次の通りとする。

- (1) 会長は会務を総括し、本会を代表する。
- (2) 顧問は会の運営について助言する。
- (3) 副会長は会長を補佐し、会長が事故あるときはこれを代理する。
- (4) 会計は本会会計をつかさどる。
- (5) 監事は会計監査を行い、必要に応じ総会においてその結果を報告する。
- (6) 常任幹事・幹事は事業及び必要事項の立案をし、その運営にあたる。
- (7) 年度別役員は会員相互の連絡調整を図り、必要事項の遂行にあたる。

(役員の任期)

第10条 役員(顧問・年度別役員は除く)の任期は2ヶ年とする。但し、再任を妨げない。  
役員に欠員が生じた際は補欠選任を行う。後任者の任期は前任者の残任期間とする。

## 第4章 会 議

(会議の種類)

第11条 本会の会議は総会・役員会・支部会・年度別役員会とする。

(総会)

第12条 総会は毎年1回開催し、会務・会計、その他本会運営に必要な事項を審議決定する。(毎年7月中の開催とする。)但し、役員会において必要と認めた場合は臨時に総会を開くことができる。総会は出席者をもって成立し、議決は出席者の過半数をもって成立する。

(役員会)

第13条 役員会は必要に応じて会長がこれを招集する。役員会は会長・副会長・会計・監事・常任幹事をもって構成し、必要に応じてその他を加えることができる。

(議長)

第14条 総会の議長は会員の中から互選する。また、役員会の議長は会長がこれにあたる。

## 第5章 会 計

(経費)

第15条 本会の経費は会費・入会金・寄付金その他の収入をもってあてる。

(経費の納入)

第16条 正会員は入会の際に、総会の議決に基づいた所定の会費・入会金を納めるもの

とする。

(基本金)

第17条 本会の財政基礎を強固にするため、基本金の制度を設ける。基本金には毎年入会金・寄付金をもってあて、総会の議決により支出する。

(会計報告)

第18条 本会の会計には総会において承認を得なければならない。

(会計年度)

第19条 本会の会計は毎年4月1日に始まり3月31日に終わる。

## 第6章 補 則

(会則の改正)

第20条 本会則の改正は総会の議決によるものとする。

(その他)

第21条 会員の慶弔については別にこれを定める。

第22条 その他必要事項については別にこれを定める。

## (附 則)

(施行月日)

- 1 本会則は平成元年4月1日から施行する。  
本会則は平成6年8月7日から一部改正施行する。  
本会則は平成13年4月1日から一部改正施行する。  
本会則は平成14年7月13日から一部改正施行する。  
本会則は平成21年7月12日から一部改正施行する。

(経過措置)

- 2 会費・入会金については第1回総会において次の額とした。

会費(終身会費)	3,600円
入会金	1,800円
《平成13年度から》	
会費(終身会費)	2,400円
入会金	1,200円
《平成14年度から》	
会費(終身会費)	2,000円
入会金	1,000円
《平成30年度から》	
入会金	1,000円(2,3年生のみ)

宮城県柴田高等学校

## 慶 弔 規 約

本会員に対する慶弔については、役員会において協議するものとする。